

議 長
確認印

経済常任委員会会議録

1 日 時	開会 令和4年5月13日 13:30 閉会 令和4年5月13日 15:45
2 場 所	委員会室及び現地（町道北野松岡線）
3 出席委員	七宮広樹、鈴木元久、鈴木 茂、吉田広明、金澤太郎、割貝寿一
4 欠席委員	なし
5 出席要求者 （説明員）	農林推進課長、課長補佐兼林政係長、農政係長 まち整備課長、課長補佐、まち整備係長
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 付議事件	第1 ネオニコチノイド系農薬の取扱いについて 第2 町道北野松岡線改良工事等について
8 議事の経過	<p>鈴木元久副委員長開会 七宮広樹委員長あいさつ 第1 ネオニコチノイド系農薬の取扱いについて 委員長：説明を求める。 （農林推進課長補佐及び農政係長が資料に基づき説明） 委員長：質疑はあるか。 吉田委員：2017年前後から問題になっている。EUや台湾では規制強化している。アメリカも規制強化に動いている。町として単独でも規制する方向にしてほしい。斑点米の規制を撤廃しない限り、変わっていかない。補助対象外の農薬を使用しないよう指導強化を願う。郡内4町村・JAも含め、対策強化に乗り出さないと、子どもたちや生態系への影響を及ぼすおそれがある。検討いただきたい。 農政係長：指定外の農薬使用については、切り替えるよう伝えている。JAと意見交換会を行い、ネオニコ系を対象外にすることを話している。規制について、早い段階で伝えていく。 割貝委員：ネオニコ系を使用しないと効果はうすいのか。 農政係長：急に規制されても対応できない生産者がいるので、農水省としても急な規制はしない。 割貝委員：カメムシ防除、同じもの使っていると効果うすまる。 吉田委員：草刈り方法等、技術指導をすればかなりカメムシ被害を抑えられる。 農政係長：草刈り等労力が大変なので、農作業省力化事業などを組み合わせて解消できるのでは。 吉田委員：刈り方の技術があるので、お知らせして指導しては。 金澤委員：カメムシはネオニコ系でないと効かない。他の薬剤が出てこないときびしい。 農政係長：決して使用してダメという薬剤ではない。使うのは仕方ない。町の補助としては補助対象外とした。 副委員長：販売先はJAだけか。 農政係長：コメリなど各販売店で取り扱っている。誰でも購入・使用できる。 委員長：今回、追加で益子町の取り組みの資料を提出いただいたが。</p>

吉田委員：カブトエブ農法、当町で取り組みできないものか検討いただきたい。

委員長：担当課において、益子町への視察研修・意見交換会の予定はあるのか。

農政係長：予定なし。（益子町から提供のあった資料を説明）

委員長：日程第1を終了する。休憩する。（14：20～14：30）

（説明員入れ替え）

委員長：休憩前に引き続き委員会を開催する。

第2 町道北野松岡線改良工事等について

委員長：説明を求める。

（まち整備課長が資料に基づき説明）

委員長：質疑あるか。

吉田委員：JR踏切までの勾配は。

まち整備課長補佐：起点～踏切までは0.3%、踏切～終点までは1.58%の設計である。

委員長：起点終点の信号機設置は。

まち整備課長補佐：118号交差点については、県公安委員会等と協議が済んでおり信号はつけないとのことだが、交通量多いので、町長名で信号機設置の要望書を棚倉警察署を通して公安委員会へ提出している。

委員長：舗装について、透水性・排水性アスファルトなどあるがどのようなものになるのか。

まち整備課長補佐：通常のアスファルト舗装で計画している。

委員長：積載量の多い車両通行が多く、道路の痛みが激しいので施工の工夫してほしい。

副委員長：車道と歩道間の仕切りはあるのか。

まち整備課長：歩車道境界ブロックとする。（ほか、資料・図面に基づき説明）

副委員長：速度規制は。

まち整備課長補佐：40キロ規制で設計。

鈴木茂委員：用地取得はスムーズにいつているか。

まち整備課長：用地取得100%に向けて進めている。来年度中には買収予定。

吉田委員：相続関係の個人負担の対処は。

まち整備課長：説明して地権者の方でやっていただく。

吉田委員：小さい面積の方が心配。

まち整備課長：28人中、相続がからむ人は2人。

鈴木茂委員：新たな側道、早く進めていただきたい。

委員長：衛生組合への道路だが、4町村で財源負担できないのか。

まち整備課長：町村会で協議いただく。

吉田委員：費用按分は人口割とかになるのか。

まち整備課長：他の例にならうのではと思う。

委員長：委員会室での説明はこれで終わる。（15：15）

（現地・町道北野松岡線（旧パチンコリボン駐車場）へ移動）

（現地説明視察終了後、庁舎西側玄関前にて）

委員長：報告書の期限は5/25とする。これで終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済常任委員長